野田村定住促進事業費補助金（賃貸住宅家賃補助金）

１　交付対象者（平成31年４月１日以降に定住した方）

　(1) 村外からの定住者 ⇒野田村に定住することを目的に賃貸住宅に入居した方

　(2) Ｕターン者 ⇒ 村外に５年以上継続して住所を有した後に転入した方

**※注意：対象者に該当していても、下記の場合は交付対象となりません。**

**① 申請者及びその世帯員に義務的納金の滞納がある場合**

**② 過去にこの補助金の交付を受けたことがある者**

**③ 生活保護を受けている者**

２　補助金額

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象要件 | 補助金の額 |
| 基本額 | 賃貸住宅に入居する場合 | 月　家賃の３分の１の額。ただし、１万５千円を限度とする。（算出した補助金の額に百円未満の端数があるときは、これを切捨てる。） |
| 加算額 | 次に掲げる場合（ただし、村営住宅に入居する場合を除く） | 月　家賃の３分の１の額。ただし、５千円を限度とする。（算出した補助金の額に百円未満の端数があるときは、これを切捨てる。） |
| 世帯員に義務教育終了前の子を有する場合 |
| ひとり親世帯（18歳到達後４月２日を迎える前の子を持つ世帯） |

注：補助対象額には、消費税及び地方消費税額は含みません

３　申請方法

　**居住した日以降**に、別紙申請書に必要事項を記入し、下記書類と一緒に提出してください。

　①賃貸契約書の写し

　②賃貸住宅の位置図

　③その他村長が必要と認める書類

４　補助金交付までの流れ

①申請書＋必要書類（住民登録した日又は貸家に入居した日のどちらか遅い日の属する月の翌月末日までに提出。前年から引き続き補助を受ける場合は４月中に提出。）

職場から住居手当の支給を受けている場合は手当額の分かる書類も必要です。

⇒ 審査・交付決定通知

②請求書＋家賃の支払いを証明する書類提出＋通帳の写し提出

⇒ 審査・補助金交付

　※②は上半期（４月～９月）、下半期（10月～３月）それぞれの半期ごとに提出が必要です。書類の確認後に半期分がまとめて交付されます。

５　交付決定の取り消し

　(1) 申請者及びその世帯員が義務的納金を滞納したとき。

(2) 賃貸借契約を解除したとき。

(3) 申請者が生活保護を受けたとき。

　(2) 虚偽の申請や不正行為により補助金の交付を受けようとし、又は受けた時。

　(3) 村長が特に必要と認めたとき。

**※交付決定を取り消した場合は、取り消し後の補助金は交付しません。**